

船舶事故調査報告書

平成24年7月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年3月5日（土） 12時15分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市舞鶴港北方沖 京都府京丹後市所在の経ヶ岬灯台から真方位108° 7.5海里 (M) 付近 (概位 北緯35° 44.3′ 東経135° 22.1′)
事故調査の経過	平成23年3月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 アンビシャス コーリンズリー Ambitious Korine III、17トン 290-57830 京都、株式会社幸倫（A社） 19.15m (Lr) × 3.97m × 1.36m、FRP ディーゼル機関2基、764kW（合計）、平成16年6月 B 遊漁船 魁王丸、3.3トン 251-19982 京都、個人所有 9.60m (Lr) × 2.66m × 0.82m、FRP ディーゼル機関、285kW、平成16年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年2月27日 免許証交付日 平成20年2月12日 (平成25年2月26日まで有効) B 船長B 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年12月8日 免許証交付日 平成20年2月12日 (平成25年12月7日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 3人（遊漁客）
損傷	A 船首部に擦過傷、両舷プロペラに曲損 B 左舷前部から中央部にかけて外板が大破、操舵室が大破
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、遊漁客9人を乗せ、舞鶴市博奕岬南西方で釣りを行ったのち、平成23年3月5日10時00分ごろ経ヶ岬北東方2.5M付近の白石礁に移動し、漂流して釣りを行った。 船長Aは、漂流して釣りを行っていたとき、周囲に多数いた釣り船との間隔調整や遊漁客への気遣いから疲れを感じていた。

	<p>船長Aは、11時55分ごろ、釣果がなかったので、舞鶴市小島周辺に移動するため、経ヶ岬灯台から075°（真方位、以下同じ。）2.5M付近を発進したのち、操舵室右舷側にある操縦席で腰を掛けて手動操舵に当たり、針路約122°とし、波が高かったので、船体が余り動揺しないように対地速力約16.5ノットとして航行した。</p> <p>船長Aは、発進したとき、左舷側にいた2隻のほかには、前方に接近する船舶がないものと思い、下を向いて計器類を見ながらぼんやりとした状態で操船していた。</p> <p>船長Aは、12時14分ごろ前方を見たものの、船首方で漂泊中のB船に気付かず、同じ針路及び速力で南東進中、12時15分ごろ衝撃を感じて操縦ハンドルを中立としたが、A船とB船とが衝突したのち、A船がB船を乗り切って停止した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、遊漁客5人を乗せ、09時15分ごろ白石礁に到着して漂泊し、釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、時々釣り場を移動しながら釣りをを行い、12時10分ごろ経ヶ岬東南東方の釣り場に到着して魚群探知機でポイントの状況を確認、機関を停止して船首を北東方に向けて漂泊し、釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、釣りを始めて間もなく遊漁客が大きな魚を釣り上げたので、操舵室から出て船尾甲板で写真撮影を行っており、左舷側からA船が接近していることに気付かなかった。</p> <p>船長Bは、写真撮影を終えてカメラを船室に置こうとしたとき、遊漁客の大声を聞いて左舷正横至近にA船を認めたが、A船が針路を変えずに接近し、B船の左舷中央部とA船の船首部とがほぼ直角に衝突したのち、A船がB船を乗り越えてB船の右舷側で停止した。</p> <p>B船は、間もなく転覆し、B船の乗船者6人が海に投げ出され、5人は、B船の船底にはい上がったが、遊漁客1人は、船底にはい上がることができなかった。</p> <p>船長Aは、6人全員を救助するとともに、A船に收容し、付近にいた僚船に海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>A船は、舞鶴港に向かい、途中で巡視艇と会合して体調不良を訴えていたB船の遊漁客2人を移乗させ、前島ふ頭に着岸した。</p> <p>B船は、転覆した状態で巡視艇により京都府宮津市伊根港にえい航された。</p> <p>B船の遊漁客5人のうち、1人は肋骨骨折等を、2人は頸椎捻挫をそれぞれ負った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：うねり 北西、波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A社は、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、平成18年12月1日京都府に遊漁船業者の登録をしており、京都府知事に対して業務規程の届出をしていた。また、同業務規程によれば、船長Aほか3人が遊漁船業務主任者に選任されていた。</p> <p>船長Aは、出航時にはレーダーを作動させていたが、本事故当時には視界が良かったのでレーダーを止めていた。</p> <p>経ヶ岬東方の釣り場では、多数の釣り船が漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>A船は、航行中、船首が水平線の下にあり、船首方向はよく見えていた。</p>

	<p>A船の喫水は、船首約0.35m、船尾約1.36mであった。</p> <p>船長Bは、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、京都府に遊漁船業者の登録をしており、平成15年11月13日京都府知事に対して業務規程の届出をしていた。また、同業務規程によれば、船長Bほか1人が遊漁船業務主任者に選任されていた。</p> <p>B船の喫水は、船首約0.30m、船尾約1.40mであった。</p> <p>A船及びB船は、共に遊漁客1人が救命胴衣を着用していなかったほかは、全員が救命胴衣を着用していた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、舞鶴港北方沖を南東進中、船長Aが、疲労から見張りに意識を集中できず、適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、舞鶴港北方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、遊漁客が釣った魚の写真撮影を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、左舷側から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、舞鶴港北方沖を南東進中、船長Aが、疲労から見張りに意識を集中できず、適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、舞鶴港北方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、遊漁客が釣った魚の写真撮影を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、左舷側から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、舞鶴港北方沖を南東進中、船長Aが、疲労から見張りに意識を集中できず、適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、舞鶴港北方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、遊漁客が釣った魚の写真撮影を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、左舷側から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、舞鶴港北方沖において、A船が南東進中、B船が漂泊して釣り中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・波やうねりがある場合には、波間に隠れた小型船舶を見落とさないように厳重な見張りを行うこと。 ・漂泊中であっても周囲の見張りを行い、接近する他船を見落とさないようにすること。 ・救命胴衣を着用すること。 								